

生駒市条例第18号

生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月21日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 市長 100分の30

(2) 副市長 100分の20

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第2条第5項の規定にかかわら

ず、同項の規定により定められる額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。